

尖閣諸島をめぐる問題と日中関係

— 日本の領土編入から今日までの経緯と今後の課題 —

外交防衛委員会調査室 なかうち やすお
中内 康夫

はじめに

2012年8月15日、香港の活動家等を乗せた船が沖縄県尖閣諸島の領海内に侵入し、海上保安庁巡視船による制止を振り切って、活動家7人が魚釣島に不法上陸するという事態が発生した。その後、日本国内では、活動家の魚釣島上陸を許したことや、活動家を逮捕したが、送検せず強制退去処分としたことなどをめぐり、日本政府の対応について様々な議論が行われた。他方、中国政府は、尖閣諸島は中国固有の領土であり、同諸島での日本による中国国民の拘留は主権侵害であるとして日本政府を非難し、中国国内では活動家の逮捕に抗議する反日デモも発生した。

さらに、同年9月11日に日本政府が尖閣諸島の魚釣島、北小島、南小島の3島を地権者から購入したことに対して、中国、台湾では、日本政府による尖閣諸島の「国有化」は領土主権の侵犯であるなどとして激しい反発が起こった。特に中国国内では反日デモが活発化し、日系企業に対する破壊・略奪行為や在留邦人に対する暴行事件が発生したほか、同月末に予定されていた日中国交正常化40周年記念式典を含め、両国間の交流事業が相次いで延期・中止となった。また、中国の海洋監視船や漁業監視船が尖閣諸島の領海内に相次いで侵入する事態ともなった。

日本政府は「尖閣諸島が日本固有の領土であることは歴史的にも国際法上も明らかであり、現に我が国はこれを有効に支配している¹。したがって、尖閣諸島をめぐる解決しなければならない領有権の問題はそもそも存在しない」との基本的立場を取っている²。他方、中国及び台湾は尖閣諸島の領有権を主張し、上記のとおり、近年、同諸島をめぐる対立によって日本と中国、台湾との関係に摩擦を生じさせる事案が幾度となく発生している。

以上を踏まえ、本稿では、尖閣諸島をめぐる問題について論ずることとし、具体的には、同諸島の日本領有に至る経緯と現状、領有権に関する日本、中国、台湾のそれぞれの主張、米国の立場、1990年代以降の同諸島をめぐる動き等を紹介し、最後に、領土保全と対中外交に関して今後の課題になると思われる点を提示することとしたい³。

¹ 領土を実質的に支配している状況について、一般に「実効支配」という言葉が用いられることがあるが、日本政府は「実効支配という言葉は、領土紛争で争いがある場合に持ち出されるケースが少なからずあり、尖閣諸島に領土問題がないとの我々の立場からすれば有効に支配すると申し上げた方が分かりやすい」として、尖閣諸島における日本の支配の状況について、「実効支配する」ではなく、「有効に支配する」との表現を用いている（第177回国会衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会第3号6頁（平23(2011).6.1）松本剛明外務大臣（当時））。

² 外務省ホームページ（http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/qa_1010.html）

³ 本稿は、最近の尖閣諸島をめぐる動きなどを踏まえ、中内康夫「尖閣諸島をめぐる問題—日本の領土編入から今日までの経緯—」『立法と調査』第311号（2010.12.1）の原稿に加筆・修正を行ったものである。

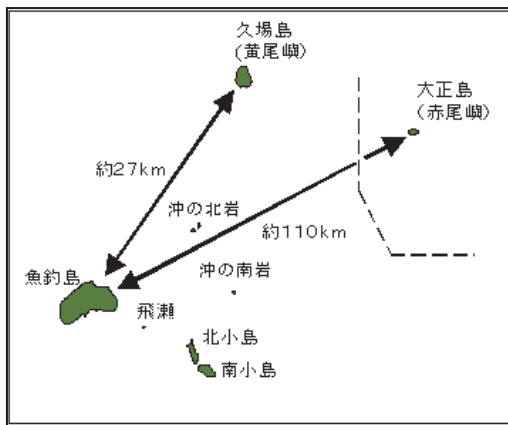
1. 尖閣諸島の概要

(1) 構成する島と位置

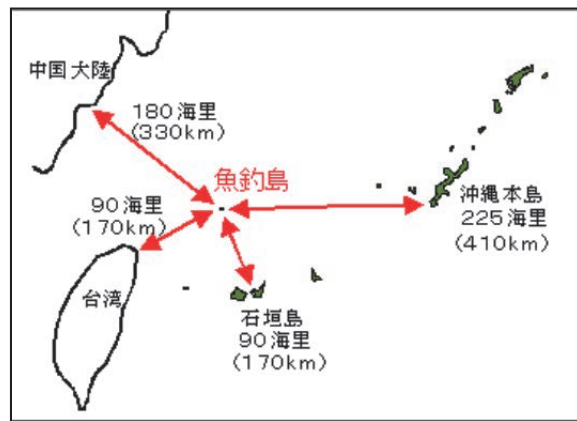
尖閣諸島は、東シナ海の南西部（石垣島等で構成される沖縄県八重山諸島の北方）にある島嶼群であり、魚釣島、北小島、南小島、久場島、大正島、沖の北岩、沖の南岩、飛瀬^{とびせ}などで構成されている（図表1参照）。なお、中国側は、魚釣島を「釣魚島」、尖閣諸島全体を「釣魚群島」、「釣魚島及びその付属島嶼」などと称している。また、台湾側は、魚釣島を「釣魚台」、尖閣諸島全体を「釣魚台列嶼」などと称している。

同諸島の面積は合計で約 5.56 ㎢である。そのうち一番大きい魚釣島（3.82 ㎢、東京ドームの大きさの約 82 倍）は、北緯 25 度 44 分、東経 123 度 28 分に位置し、沖縄本島から西へ 410 km、石垣島から北北西へ 170 km、台湾からは 170 km、中国大陸からは 330 km の距離にある（図表2参照）。

(図表1) 尖閣諸島を構成する島



(図表2) 魚釣島の位置



(出所) いずれも外務省ホームページ

(2) 日本の領土編入以降の経緯

日本政府は、1885年以降、沖縄県当局等を通じて尖閣諸島の現地調査を幾度も行い、無人島であるだけでなく、清国を含むいずれの国の支配も及んでいない土地（無主地）であることを慎重に確認したとして、日清戦争の最中の1895年1月14日、現地に標杭を建設する旨の閣議決定を行って、正式に日本の領土（沖縄県）に編入した。この行為について、日本政府は、「先占の法理」という国際法で認められた領有権取得の方法に合致するものであると説明している⁴。

1896年に沖縄に郡制が施行されると、魚釣島と久場島は、間もなく八重山郡に編入され、北小島、南小島と共に国有地に指定された後、地番が設定された⁵。同年9月、日本政府は、魚釣島、久場島、北小島及び南小島を30年間無償で実業家の古賀辰四郎氏に貸与すること

⁴ 国際法上、国家が領土を取得する方式として、伝統的に、先占、添付、割譲、併合、征服、時効が認められてきた。これらのうち、先占とは、いずれの国家の支配も及んでいない地域（無主地）を、領有意思を持って実効的に占有することをいう。

⁵ 大正島は、1921年7月に国有地に指定され、地番が設定された。

とし⁶、無償貸与期間終了後は、1年契約の有償貸与に改めた。1932年には、同諸島を辰四郎氏の嗣子である古賀善次氏に払い下げて、4島は同氏の私有地となった。古賀親子は、同諸島において、アホウドリの羽毛の採取、グアノ（海鳥糞）の採掘、鰹漁業、鰹節の製造等の事業を営み、全盛期の1909年には248人（戸数99）の日本人が居住していた⁷。しかし、1940年頃に古賀善次氏は尖閣諸島での事業から撤退し⁸、居住していた人々も退去し、同諸島は再び無人島となった。

戦前には、以上のように政府の利用許可に基づき民間人による事業活動が行われていたほか、国の各機関や沖縄県によって資源調査、地形調査等も行われるなど、尖閣諸島に対する日本の有効な支配が継続していた。

1945年、第二次世界大戦での日本の敗戦を受けて、その後、尖閣諸島を含む南西諸島は米軍の直接管理下に置かれ⁹、サンフランシスコ平和条約に基づき1952年4月に日本が独立を回復した後も、同条約第3条により尖閣諸島を含む北緯29度以南の南西諸島は引き続き米国の施政下に置かれることとなった。

その後、1971年6月に日米間で調印された沖縄返還協定に基づき、翌72年5月、沖縄の一部として尖閣諸島の施政権も日本に返還された¹⁰。

（3）尖閣諸島の現状

現在、尖閣諸島には人は住んでいない。行政区分は沖縄県石垣市に属し、地籍を有している（例えば、魚釣島は石垣市字登野城2392番）。

このうち私有地であった魚釣島、北小島及び南小島については、2002年4月以降、「尖閣諸島の平穏かつ安定的な維持及び管理」を目的として、日本政府が地権者（戦前に事業経営を行っていた古賀家からの島の譲受人¹¹）から賃借し、直接管理を行っていたが、2012年9月11日に日本政府が3島を購入し、国有地となった（詳細は後述）。

その結果、私有地は久場島だけとなったが、日本政府は1972年5月の沖縄返還時から同島を賃借しており、国有地の大正島と共に、それぞれ「黄尾嶼射爆撃場^{こうびしょ}」、「赤尾嶼射爆

⁶ 福岡県出身の古賀辰四郎氏は、1884年頃からこれらの島々で漁業などに従事し、1895年には日本政府に対して国有地借用願を提出していた。

⁷ 石垣市資料『尖閣諸島の概要』による。

⁸ 当時の中心的事業であった鰹節の製造で採算が取れなくなったこと、船舶用燃料が配給制になり尖閣諸島への船舶の航行が困難になったこと、善次氏の体調が悪化したことなどにより、事業継続が困難になったことが理由と言われている。

⁹ 1946年1月29日「連合軍最高司令部訓令（SCAPIN）」第677号による。

¹⁰ 沖縄返還協定の合意議事録には返還対象区域が緯度、経度をもって明示されているが、その区域内に尖閣諸島も含まれている。

【沖縄返還協定 合意された議事録（抄）】

第1条に関し、同条2に定義する領土は、日本国との平和条約第3条の規定に基づくアメリカ合衆国の施政の下にある領土であり、1953年12月25日付けの民政府布告第27号に指定されているとおり、次の座標の各点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域内にあるすべての島、小島、環礁及び岩礁である。

北緯28度東経124度40分、北緯24度東経122度、北緯24度東経133度、北緯27度東経131度50分、北緯27度東経128度18分、北緯28度東経128度18分、北緯28度東経124度40分

¹¹ 1970年代における古賀家から埼玉県の実業家である栗原家への島の所有権譲渡の経緯については、栗原弘行『尖閣諸島売ります』（廣済堂2012年）32～48頁を参照。

撃場」として米軍提供施設・区域になっている¹² (図表3参照)。

なお、日本政府は、1972年の施政権返還以降において、尖閣諸島を日本が有効に支配していること具体例として、①警備・取締りの実施(例：領海内で違法操業を行う外国漁船の取締り)、②土地所有者による固定資産税の納付(私有地である久場島)、③国有地としての管理(大正島、魚釣島等)、④政府及び沖縄県による調査等(例：沖縄開発庁(当時)による利用開発調査(仮設ヘリポートの設置等)(1979年)、環境庁(当時)によるアホウドリ調査の委託(1994年)、沖縄県による漁場調査(1981年))を挙げている¹³。

(図表3)尖閣諸島の各島の所有者

	所有者	経緯	
魚釣島	国	1896年に民間人に無償貸与。1932年に民間人に払下げ(その後、民間人の中で所有権の移転あり)	2002年4月1日から国が賃借。2012年9月11日、国が取得・保有
北小島	国		
南小島	国		
久場島	民間人	一貫して国が保有	1972年以降、日米地位協定に基づく米軍施設・区域
大正島	国		
沖の北岩	国		
沖の南岩	国	一貫して国が保有	
飛瀬	国		

(出所)外務省ホームページ

2. 中国、台湾による領有権の主張

こうした日本による尖閣諸島の領有について、1970年代に入るまで公式に異議を唱える国はなかった。

しかし、1968年、国連アジア極東経済委員会(ECAFE)によって、東シナ海域一帯の海洋調査が実施され、尖閣諸島周辺を含む同海域の海底には、石油・ガス田が存在する可能性が高いことが明らかとなり、同海域が注目を集めることになると、1970年後半以降、中国及び台湾から、尖閣諸島は「古来の領土」であったとの主張が行われるようになった。そして、1971年6月に台湾、同年12月に中国が相次いで外交部声明という形で尖閣諸島の領有権を主張する見解を公式に表明した¹⁴。

1971年6月の台湾の外交部声明では、尖閣諸島について、地理的位置、地質的構造、歴史連携、台湾住民による長期にわたる継続的使用等の理由に基づき、台湾省に付属する中華民国の領土の一部であり、米国が管理を終結させたときには、中華民国に返還されるべきであると主張している¹⁵。

また、1971年12月の中国の外交部声明では、①尖閣諸島は昔からの中国の領土である。明の時代には倭寇に対する明朝の海上防衛区域内に入っており、当時の琉球の一部ではな

¹² 在沖縄米軍は、1950年代より、久場島及び大正島に射爆撃場を設置していたが、沖縄返還交渉の際の日米両国政府間の了解に従い、沖縄返還後も、日米地位協定第2条1(a)に規定する施設・区域として、両島は引き続き米軍提供施設となっている。なお、日本政府と久場島の地権者との間の賃貸借契約は、2012年5月15日に更新されている(「衆議院議員秋葉賢也君提出尖閣諸島の国有化に関する質問に対する答弁書」(内閣衆質180第418号、平24(2012).9.14))。

¹³ 外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/qa_1010.html>

¹⁴ 尖閣諸島について、中国外交部の声明では「釣魚島などの島嶼」、台湾外交部の声明では「釣魚台列嶼」と称しているが、本稿では、中国又は台湾の主張を記述する際にも日本側の呼称である「尖閣諸島」を用いる。

¹⁵ 2012年9月11日付の台湾当局の発表(「日本が釣魚台列島を不法占拠した史実」)では、尖閣諸島は日本が日清戦争の後に台湾と一括して占拠したものであり、カイロ宣言、ポツダム宣言、日本降伏文書及び日華平和条約に基づいて中華民国に返還されるべきであると主張している。

<<http://www.taiwanembassy.org/JP/ct.asp?xItem=307988&ctNode=11514&mp=202>>

く、中国の台湾の付属島嶼であった、②尖閣諸島を日清戦争を通じて日本が掠め取った。さらに、日本政府は当時の清朝政府に圧力をかけ、1895年4月、台湾とそのすべての付属島嶼及び澎湖列島の割譲という不平等条約、すなわち馬関条約（下関条約）に調印させた、③台湾の付属島嶼である尖閣諸島に対して第二次世界大戦後に米国が施政権を有していると宣言したことは不法である、④日米両国政府が沖縄返還協定で尖閣諸島を日本への返還区域に組み入れたことは不法である、⑤中国人民は台湾を必ず解放する。また、尖閣諸島などの台湾に付属する島嶼を必ず回復する、と主張している¹⁶。

その後、1972年9月に「日中共同声明」が調印され、日本と中国との間の国交は正常化した。同共同声明の中では尖閣諸島に関する言及はなかった。1978年10月、日中平和友好条約の批准書交換のために来日した中国の鄧小平副総理（当時）は、日本記者クラブでの記者会見で、尖閣諸島の問題について、「国交正常化の際、双方はこれに触れないと約束した。今回、平和友好条約交渉の際も同じくこの問題に触れないことで一致した。こういう問題は一時棚上げしても構わないと思う。我々の世代の人間は知恵が足りない。次の世代は我々よりももっと知恵があろう。その時はみんなが受け入れられるいい解決を見いだせるだろう」と発言して、尖閣問題棚上げ論を表明した。中国政府は、1972年の日中国交正常化交渉や1978年の日中平和友好条約の締結交渉において、尖閣問題は棚上げにすることが約束されたと主張しているが、日本政府は「日中間に解決すべき領有権問題は存在しない」として、「棚上げの約束は存在しない」と否定している¹⁷。

なお、近年、台湾当局は、尖閣諸島の主権問題を棚上げし、周辺海域の共同開発を行うことなどを提案している。2012年8月には「東シナ海平和イニシアチブ」を発表し、①対立行動をエスカレートしないよう自制する、②争議を棚上げにし、対話を絶やさない、③国際法を遵守し、平和的手段で争議を処理する、④コンセンサスを求め、「東シナ海行動基準」を定める、⑤東シナ海の資源を共同開発するためのメカニズムを構築する、といった内容の提案を関係国に呼びかけた¹⁸。これに対して玄葉外務大臣は、「尖閣諸島は日本固有の領土であり、領土問題は存在せず、その点についての台湾独自の主張は全く受け入れられないということが大前提」とした上で、「東シナ海についての様々な協力形態というのは考えられないわけではない」との認識を示している¹⁹。

3. 尖閣諸島の領有権に関する日本政府の立場

尖閣諸島の領有権に関する日本政府の基本的立場は、前述のとおり、「尖閣諸島が日本

¹⁶ 2012年9月25日、中国政府は尖閣諸島に関する白書（「釣魚島は中国固有の領土」白書）を発表した。その中では、中国固有の領土である尖閣諸島は日清戦争の際に日本によって窃取されたものであり、カイロ宣言、ポツダム宣言などに基づき、台湾と一緒に中国に返還されるべきものであるとの主張がなされている（「人民網 日本語版」〈<http://j.people.com.cn/94474/7960430.html>〉）。

¹⁷ 日本政府は、従来から、尖閣問題で棚上げの約束が行われたとの事実を否定している。最近の例では、「衆議院議員河井克行君提出一九七八年一〇月二五日の鄧小平・中華人民共和国副総理の日本記者クラブ内外記者会見での尖閣諸島に係わる発言に関する質問に対する答弁書」（内閣衆質176第69号、平22(2010).10.26）。

¹⁸ 「東シナ海平和イニシアチブ」に関する外交部声明（2012年8月5日）〈<http://www.taiwanembassy.org/JP/ct.asp?xItem=302730&ctNode=11514&mp=202&nowPage=2&pagesize=15>〉

¹⁹ 外務大臣記者会見(2012年8月7日)〈http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/gaisho/g_1208.html#3-C〉

固有の領土であることは歴史的にも国際法上も明らかであり、現に我が国はこれを有効に支配している。したがって、尖閣諸島をめぐる解決しなければならない領有権の問題はそもそも存在しない」というものである²⁰。

その上で、中国及び台湾の領有権の主張に対しては、「従来、中国政府及び台湾当局がいわゆる歴史的、地理的乃至地質的根拠等として挙げている諸点は、いずれも尖閣諸島に対する中国の領有権の主張を裏付けるに足る国際法上有効な論拠とは言えない」としている。具体的には、①日本は1885年以降沖縄県当局を通ずる等の方法により再三にわたり現地調査を行い、尖閣諸島が単に無人島であるだけでなく、清国を含むどの国の支配も及んでいないことを慎重に確認した上で、1895年に沖縄県編入を行ったものである。1970年以降になって、中国又は台湾は、尖閣諸島は元々中国の領土であったとして種々議論しているが、これらは、いずれも当時中国が尖閣諸島を国際法上有効に領有していたことを立証し得るものではない²¹、②日本が尖閣諸島を領土に編入したのは1895年1月の閣議においてであり、日本が台湾及びその付属島嶼を譲り受けたのは1895年4月に調印された日清講和条約（下関条約）によるものである。よって、尖閣諸島の日本領有は日清戦争の講和の結果とは関係ない、③1895年の沖縄県編入以来、尖閣諸島は南西諸島の一部を構成するものであり、台湾及びその付属島嶼には含まれない。したがって尖閣諸島は、サンフランシスコ平和条約第2条(b)²²に基づき日本が放棄した領土には含まれず、同条約第3条²³に基づいて、南西諸島の一部として米国の施政下に置かれ、沖縄返還協定によって日本に施政権が返還された地域に含まれている²⁴、④中国又は台湾が従来尖閣諸島を中国の領土と考えていなかったことは、戦後、サンフランシスコ平和条約に基づき米国の施政下に置かれた地域に尖閣諸島が含まれていた事実に対し、何ら異議を唱えなかったことから明らかであり、中国も台湾も1970年後半に東シナ海の石油開発の動きが表面化するに及び初めて尖閣諸島の領有権を問題とするに至った、との趣旨の反論・主張がなされている。

さらに日本政府は、中国及び台湾が以前は尖閣諸島を日本領と認めていたことの証拠として、①1920年5月に当時の中華民国駐長崎領事から福建省の漁民が尖閣諸島に遭難した件について発出された感謝状においては、「日本帝国沖縄県八重山郡尖閣列島」との記載が

²⁰ 日本政府の基本的見解は、外務省ホームページに掲載されている「尖閣諸島の領有権についての基本見解」
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/index.html>) 及び「尖閣諸島に関するQ&A」
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/qa_1010.html) で確認できる。

²¹ 歴史的に尖閣諸島が中国の領土であり、台湾の付属島嶼であったとの中国・台湾側の主張に対しては、日本の研究者などからも様々な反論が示されている。日本への領土編入以前の問題も含め、尖閣諸島の領有権に関する日中両国の見解を比較し、検討を加えた論文として、濱川今日子「尖閣諸島の領有をめぐる論点一日中両国の見解を中心に一」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』565号(2007.2.28)がある。

²² 「日本国は、台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」と規定している。

²³ 「日本国は、北緯29度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む。）、孀婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。）並びに沖の鳥島及び南鳥島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する」と規定している。

²⁴ 米国の施政下に置かれていた当時の尖閣諸島の法的地位について、日本政府は、「尖閣諸島を含む沖縄の施政権が日本に返還されるまでは、日本が尖閣諸島に対して直接支配を及ぼすことはできなかったが、尖閣諸島が日本の領土であって、サンフランシスコ平和条約によって米国の施政権の行使を認められていたことを除いては、いかなる第三国もこれに対して権利を有しないという同諸島の法的地位は、琉球列島米国民政府及び琉球政府による有効な支配を通じて確保されていた」としている。

見られること、②1953年1月8日の人民日報記事「琉球諸島における人々の米国占領反対の戦い」においては、琉球諸島は尖閣諸島を含む7組の島嶼からなる旨の記載があること、③1960年に中国で発行された中国世界地図集では、尖閣諸島が沖縄に属するものとして扱われていることなどを指摘している。

4. 尖閣諸島に関する米国の立場

沖縄返還が現実味を帯びてきた1970年9月、マクロスキー米国務省報道官（当時）は、「もし尖閣諸島に関する主権の所在をめぐる紛争が生じた場合、米国はいかなる立場を取るか」との質問を受け、「主権の所在について対立がある場合は、関係当事者間で解決されるべき事柄だ」と語った。米国は、その後も折に触れて、尖閣諸島の領有権については、最終的に判断する立場にはなく、領有権をめぐる対立が存在するならば、関係当事者間の平和的な解決を期待するとの中立的な立場を示してきており、オバマ現政権の下でも同様の見解が表明されている。

一方で、米国は、「尖閣諸島は1972年の沖縄返還以来、日本の施政下にある。日米安保条約第5条は日本の施政下にある領域に適用される」との見解を示し、尖閣諸島が第三国に攻撃された場合、日米が共同で防衛に当たることを規定する日米安保条約第5条が適用されることを認めている²⁵。

この点について、最近では、2010年9月7日に尖閣諸島沖で中国漁船衝突事件が発生し、日中関係が緊迫化した中、同月23日にニューヨークで開催された前原外務大臣（当時）とクリントン国務長官との日米外相会談において確認された。また、2012年9月11日に日本政府が尖閣諸島の魚釣島等を購入し、中国から激しい反発が起きている最中の同月20日には、キャンベル米国務次官補（東アジア・太平洋担当）が上院外交委員会の東アジア・太平洋小委員会で「尖閣諸島は日米安保条約第5条の明確な適用範囲である」と発言するなど、繰り返し確認されている。

5. 1990年代以降の尖閣諸島をめぐる動き

（1）中国による領土・領海に関する法律の整備

1990年代以降、中国は、国家戦略の一環として海洋戦略を推進してきており、1992年2月には「領海法及び隣接区域法」を制定し、その中では、中国の領土に尖閣諸島が含まれると初めて明示的に規定された²⁶。また、1998年6月には「専管経済区及び大陸棚法」を制定し、大陸棚自然延長の原則を確認することなどにより、中国大陸周辺海域での資源開発・経済活動を保護する動きを強化してきている。

加えて、国境防衛措置も強化してきており、1997年3月に制定された「国防法」では、

²⁵ 日米安保条約第5条前段では「各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する」と規定している。

²⁶ 同法の第2条第2項では「中華人民共和国の陸地領土には、中華人民共和国の大陸及びその沿海の島嶼、台湾及び釣魚島を含むその附属諸島、澎湖列島、東沙群島、西沙群島、中沙群島、南沙群島その他のすべての中華人民共和国に属する島嶼が含まれる」と規定している。

国境防衛と海上防衛、航空防衛を一体のものとして捉え、国がそのための基盤整備を講じ、具体的な防衛任務は中央軍事委員会により統括される旨が規定された。さらに2010年3月に施行された「海島保護法」では、領土保全との関係では、無人島に対する国の所有権行使、領海基点に存在する島や国防用途の島に対する特別な保護等が掲げられている。

(2) 1990年代半ばからの保釣運動の高まり

1996年7月、日本は国連海洋法条約の締約国となり、200海里の排他的経済水域を設定したが、台湾側では、尖閣諸島周辺海域での漁業活動に影響が出るとして反発が高まった。また、同月、日本の政治団体が尖閣諸島の北小島に灯台を建設すると、それに対する抗議運動が台湾、香港等で高まり、それ以降、「保釣運動」という名での領有権主張の実力行使が度々行われるようになった。

同年9月には、香港の活動家を乗せた船舶が尖閣諸島の領海内に侵入し、活動家数人が海に飛び込み、うち一人が死亡するという事故が発生した。また、翌10月には、台湾・香港等の活動家が乗船する49隻の小型船舶が尖閣諸島に接近し、そのうち41隻が領海内に侵入するとともに、4人が魚釣島に上陸するという事態が発生した。

最近では、2004年3月、中国の活動家を乗せた船舶が尖閣諸島の領海内に侵入し、小型手漕ぎボート2隻を使用して7人の活動家が魚釣島に上陸した。警察はこれらの活動家を不法入国で逮捕したが、送検は見送られ、全員、強制退去処分となった。

2008年6月には、尖閣諸島周辺領海内で台湾の遊漁船と海上保安庁の巡視船が接触し、遊漁船が沈没する事故が発生した。この事故を受けて、台湾では、対日抗議の声が高まり、台湾の活動家を乗せた民間船と海巡署（日本の海上保安庁に相当）の巡視船が「主権誇示」のため尖閣諸島の領海内に侵入する事態となったほか、駐日代表を召還する措置も採られた。その後、海上保安庁は、衝突事故は巡視船側にも過失があったことを認めて謝罪し、遊漁船船長に事故の賠償金を支払った。

なお、2008年12月には、中国の海洋監視船2隻が尖閣諸島の領海内に侵入し、海上保安庁の巡視船が退去要求等を行い、領海外に退去させるという事案が起きた。中国の公船による領海侵入が確認されたことは、新たな展開として注目された。

(3) 中国漁船衝突事件と香港活動家上陸事案

2010年9月に発生した尖閣諸島周辺領海内での中国漁船による海上保安庁巡視船への衝突事件の対応をめぐり、日中関係は緊迫した状況となった。日本側は、中国漁船の船長を公務執行妨害容疑で逮捕・勾留したが、中国側は、尖閣諸島は中国固有の領土であり、船長に対する日本の司法手続の履行は不法・無効であるとして、船長の即時釈放を要求し、様々な対抗措置を実施した。中国側は対抗措置であることを否定しているが、中国河北省において在留邦人が拘束されたり、レアアース（希土類）の対日輸出が停滞するという事態も発生した。船長が処分保留で釈放された後も、中国側は日本に謝罪と賠償を要求する声明を発表し、中国国内で反日デモが続発するなど、日中関係は良好とは言えない状態が続くこととなった。

その後、2012年8月15日には、香港活動家等に乗せた船舶が尖閣諸島領海内に侵入し、海上保安庁巡視船による制止を振り切って、活動家7人が魚釣島に不法上陸するという事態が発生した。上陸した7人を含む14人が逮捕されたが、いずれも送検は見送られ、全員が強制退去処分となった。中国政府は、尖閣諸島は中国固有の領土であり、同諸島での日本による中国国民の拘留は主権侵害であるとして日本政府を非難し、中国国内では活動家の逮捕に抗議する反日デモも発生した。

(4) 尖閣諸島の「国有化」に至る経緯と中国、台湾の反応

1996年以降の香港、台湾の活動家等による保釣運動の高まりとそれに対抗する形での日本の政治団体等による尖閣諸島への強行上陸などの動きもあり、日本政府は、「尖閣諸島の平穏かつ安定的な維持及び管理」を目的として、2002年4月から魚釣島、北小島及び南小島を地権者から賃借し、直接管理を行うこととなった。その後、日本政府は、同諸島への上陸について、政府関係者以外、原則として何人も認めないとの方針を示し、その理由としては、地権者の意向や、同諸島の平穏かつ安定的な維持及び管理のためという政府の賃借の目的に照らしての判断であるとの説明を行った²⁷。

事態が大きく動く契機となったのは、2012年4月、石原都知事が米国における講演で尖閣諸島の魚釣島等を東京都が購入する方針を表明したことによる。石原都知事は、地権者との話し合いも進んでいるとした上で、都が購入した後は、漁礁を作り、漁業資源開発を行うなど島の有効活用を検討すると語り、尖閣諸島の管理の在り方を見直す意向を示した²⁸。こうした状況を受け、7月になると、野田総理は、国としても魚釣島等の購入を検討し、地権者と接触していることを明らかにした²⁹。

その後、政府と地権者との間で話し合いが進んだ結果、尖閣諸島の魚釣島、北小島及び南小島の3島は、東京都ではなく、国が購入することとなり、政府は、同年9月10日の関係閣僚会議で3島の取得・保有（管理省庁は海上保安庁）の方針を正式に確認した。翌11日の閣議では、購入費用として予備費から20億5,000万円を拠出することが決定され、同日、政府と地権者との間で売買契約が締結された³⁰。

こうした日本側の動きに対して、中国政府は、同月10日、尖閣諸島の「国有化」は中国の領土主権の侵犯であり、「断固反対する」との声明を発表した。中国国内では、反日デモが活発化するとともに、日系企業に対する破壊・略奪行為や在留邦人に対する暴行事件も発生した。また、同月末に予定されていた日中国交正常化40周年記念式典を含め、両国間の交流事業が相次いで延期・中止となったほか、中国の漁業監視船「漁政」や海洋監視

²⁷ 第176回国会衆議院予算委員会議録第2号22～23頁(平22(2010).10.12)仙谷由人内閣官房長官(当時)等

²⁸ 「尖閣で漁業資源開発を 石原知事、中国けん制狙う」『毎日新聞』夕刊(平24(2012).4.18)等

²⁹ 「国有化方針 首相『尖閣を安定管理』」『読売新聞』(平24(2012).7.10)等

³⁰ 政府は、尖閣3島の取得価格を20億5,000万円としたことについて、「当該取得価格は、他に代替性のない国境離島である等の尖閣諸島の特殊性や尖閣諸島の長期にわたる平穏かつ安定的な維持及び管理を図るといふ尖閣3島の取得及び保有の目的を踏まえ、尖閣3島の平穏かつ安定的な維持及び管理を長期にわたり続けることの価値について、不動産に関する専門家を含めた検討を行い、その結果も踏まえて、決定したものである」と説明している(「衆議院議員浅野貴博君提出政府による尖閣諸島の国有化に関する質問に対する答弁書」(内閣衆質180第423号、平24(2012).9.14)。

船「海監」が尖閣諸島の領海内に相次いで侵入する事態ともなった。

また、台湾も尖閣諸島の「国有化」を強く非難しており、その後、台湾の漁船や巡視船が尖閣諸島の領海内に侵入する事態も起きている。

日本政府（野田内閣）は、今回の尖閣諸島の取得・保有について、「何ら大きな現状変更を伴うものではない」と説明している。すなわち、2012年4月に東京都による尖閣諸島の購入の動きが出てきたことを踏まえ、「中国の独自の主張を認めるものではないが、現実問題として、これらの措置は日中関係に大きな影響を及ぼし得ると懸念」したための対応であるとし、「尖閣3島の所有権の移転は、尖閣諸島の長期にわたる平穏かつ安定的な維持・管理を図ることを目的とするものであり、日中間の大局の観点からも現実的で最善の策であった」としている。その上で「我が国として、尖閣諸島をめぐる事態が他の国や地域との関係の大局に影響を与えることは望んでいない」との認識を示している³¹。

6. 尖閣問題と日中関係の今後—むすびに代えて—

(1) 尖閣諸島と竹島、北方領土の置かれた状況の違い

ここまで尖閣諸島をめぐる問題の経緯を振り返ってきたが、領土問題は存在しないとの日本政府の立場にもかかわらず、近年、中国、台湾の領有権の主張は強まり、同諸島をめぐる対立が日本と中国、台湾との関係に摩擦を生じさせる事案が幾度となく発生している。

ここでは尖閣諸島をめぐる問題についての今後の課題等を提示していくこととしたいが、その前に、日本の領土に対して他国が領有権を主張している他の2つの問題、すなわち竹島問題及び北方領土問題との比較を行い、それぞれの置かれた状況の違いを確認しておきたい。

1950年代以降、韓国に占拠された状態の竹島については、日本政府は、韓国による「不法占拠」が続いているとして、韓国に対して外交交渉や国際司法裁判所等の司法的解決に応ずるべきと主張している。しかし、韓国政府は、竹島について「韓国固有の領土であり、領土問題はそもそも存在しない」として、外交交渉や司法的解決に応ずる姿勢を示していない。米国は、竹島について領有権をめぐる対立が存在するならば、関係当事者間の平和的な解決を期待するとの中立的な立場を示しており、日本の施政下でないことから日米安保条約第5条も適用されない³²。

第二次世界大戦終結時にソ連に占領され、現在は、その後継国であるロシアに占拠された状態の北方領土については、日本政府は、ロシアによる「不法占拠」が続いているとした上で、北方四島の帰属の問題を解決し、平和条約を締結するとの基本方針の下、ロシア側と交渉を行うとしている。一方、ロシア側は、北方四島の領有は「第二次世界大戦の結果である」としつつも、現在は領土問題の存在を認めた上で、四島の帰属に関する交渉には応ずるとしている。米国は、北方領土の領有権については日本の立場を支持するとして

³¹ 外務省ホームページ「尖閣諸島に関する3つの真実」（2012年10月4日）
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/3shinjitu.html>)

³² 第171回国会衆議院外務委員会議録第19号6頁（平21(2009).7.1）梅本和義外務省北米局長

いるが、北方領土は日本の施政下でないことから日米安保条約第5条は適用されない³³。

以上を整理すると、日本政府として、他国との間に領土問題が存在するとしているのは竹島と北方領土であり、尖閣諸島については、領土問題は存在しないとの立場である。他方、韓国は竹島について領土問題の存在を認めず、外交交渉や司法的解決に応じないとしているが、ロシアは、北方領土について領土問題の存在を認めており、領土交渉にも応ずる姿勢を示している。また、日本の施政下にある尖閣諸島については、日米安保条約第5条が適用されるが、施政下でない竹島及び北方領土には適用されない（図表4参照）。

こうした違いなどを踏まえ、尖閣諸島、竹島、北方領土のそれぞれの問題では、領土保全、外交交渉、司法的解決の提起、国際社会への領土問題のアピール等、日本として採るべき手段の優先順位が異なってくる可能性があることに留意する必要がある。

（図表4）尖閣諸島、竹島、北方領土の置かれている状況の比較

	尖閣諸島	竹島	北方領土
面積	約5.6km ²	約0.2km ²	約5,036km ²
行政区分	沖縄県石垣市	島根県隠岐の島町	北海道根室振興局管内
支配状況	日本が有効に支配	韓国が占拠	ロシアが占拠
領土問題の認識	【日本】存在しない 【中国、台湾】存在する	【日本】存在する 【韓国】存在しない	【日本】存在する 【ロシア】存在する
日本の立場	日本固有の領土であり、他国との間に解決すべき領土問題はそもそも存在しない。	日本固有の領土であり、韓国による不法占拠が続いている。韓国は外交交渉や司法的解決に応ずるべき。	日本固有の領土であり、ロシアによる不法占拠が続いている。北方四島の帰属の問題を解決して、ロシアと平和条約を締結する。
領有権を主張する相手国・地域の立場	【中国、台湾】中国(台湾)の領土の一部であり、日本による領有は認められない。日本は領土問題の存在を認めるべき。	【韓国】韓国固有の領土であり、そもそも領土問題は存在せず、外交交渉や司法的解決の対象にはなり得ない。	【ロシア】ロシア(旧ソ連)による領有は第二次大戦の結果によるものだが、四島の帰属に関する交渉には応ずる。
米国の対応	領有権の問題で特定の立場は取らない。ただし、尖閣諸島は日本の施政下であり、日米安保条約の適用対象。	領有権の問題で特定の立場は取らない。竹島は日本の施政下になく、日米安保条約の適用対象外。	日本の立場を支持する。ただし、北方領土は日本の施政下になく、日米安保条約の適用対象外。

（注）上記のとおり、日本政府として、他国との間に領土問題が存在するとしているのは、竹島と北方領土である。

（出所）筆者作成

（2）議論が分かれる尖閣諸島の管理の在り方

日本政府は、2012年9月に尖閣諸島の魚釣島等を購入して国有地としたが、その具体的な管理方法については様々な考えが示されている。石原都知事は、尖閣諸島に対する日本の支配をより確実なものとするため、荒天時の漁船退避所や気象観測所を建設することを

³³ 第171回国会衆議院外務委員会議録第19号6頁（平21(2009).7.1）梅本和義外務省北米局長

政府側に提案したと述べており³⁴、さらに日本の領土主権を守るためには海上保安官や警察官等の常駐が必要であるとの主張も見られる³⁵。他方、現時点で尖閣諸島に構築物を建設することは、日中間の緊張を更に高めるなどデメリットの方が大きいとして、現状変更を行うべきではないとの指摘もある³⁶。野田内閣も、魚釣島等の取得・保有は「何ら大きな現状変更を伴うものではない」として、「尖閣諸島の平穏かつ安定的な維持・管理」のため、政府関係者以外の上陸を認めないとのこれまでの対応を継続する方針を示唆しているが、領土保全と今後の日中関係を見据え、尖閣諸島の管理の在り方が改めて問われている。

(3) 領海警備の強化と島嶼防衛に向けての態勢充実

近年、中国、台湾の公船や漁船による尖閣諸島周辺領海内への侵入事案が続いており、日本の同諸島への「有効な支配」を維持するためには、領海警備体制の強化が喫緊の課題である。そのため、海上保安庁の態勢強化が唱えられており、大型巡視船の拡充を図るとともに、既存の大型巡視船を周辺海域に重点的に配備する必要性が指摘されている。

さらに法制面では、領海に侵入し、無害でない通航を行った場合に、それを包括的に取り締まることのできる「領海侵犯罪」を創設すべきとの主張も見られる。これに対して政府は、無害でない通航については国連海洋法条約で様々な態様が示されているため、現在は個別法で規制しており(図表5参照)、領海侵犯罪のような形で一律に規定することが可能かどうか政府全体で更なる検討が必要との見解を示している³⁷。

(図表5) 国連海洋法条約の無害通航と国内法の関係(概要)

行為の態様		適用し得る国内法令
(無害な)通航の確保(海洋法条約第18条)		領海等における外国船舶の航行に関する法律
無害でない通航の取締り・対処 (海洋法条約第19条)	武力による威嚇・行使	自衛隊法(自衛権の行使)
	兵器を用いる訓練・演習	銃砲刀剣類所持等取締法(所持・発射)、爆発物取締罰則(使用)等
	防衛・安全を害する情報収集	一般的に取り締まる国内法なし
	防衛・安全に影響を与える宣伝行為	電波法(政府破壊等を主張する通信の発信)
	航空機の発着・積込み	航空法(離着陸場所、外国航空機の航行・国内使用等)
	軍事機器の発着・積込み	航空法(軍需輸送品の禁止)
	通関上、財政上、出入国管理上、衛生上の法令に違反する物品、通貨又は人の積込・積卸	関税法(輸入禁制品) 麻薬及び向精神薬取締法、あへん法、大麻取締法、覚せい剤取締法(所持等) 出入国管理及び難民認定法(外国人の入国等)、検疫法(入港等禁止)、 外国為替及び外国貿易法(輸出許可等)、銃砲刀剣類所持等取締法(輸入禁止) 刑法(所在国外移送目的略取等)
	汚染行為	海洋汚染等及び海上災害の防止等に関する法律(排出禁止等) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(海洋投棄制限) 核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(海洋投棄制限)
	漁獲活動	外国人漁業の規制に関する法律(漁業禁止)等
	調査・測量活動	一部取り締まる国内法なし
	資源探査	鉱業法(鉱物の探査の禁止)、外国人漁業の規制に関する法律(漁業禁止)等
	通信系施設等の妨害	電波法(混線防止等)、有線電気通信法(施設損壊)等
通航に直接関係しない他の行為(遊弋等)	—	

(出所)内閣官房総合海洋政策本部事務局

³⁴ 「尖閣に船だまりを 石原都知事、国購入に条件示す」『朝日新聞』(平24(2012).9.1)等

³⁵ 西原正「領土主権を不退転の覚悟で守れ」『産経新聞』(平24(2012).9.5)等

³⁶ 小谷哲男「尖閣問題 中国への対応 『解決』より『管理』優先」『読売新聞』(平24(2012).9.25)等

³⁷ 第180回国会衆議院国土交通委員会議録第13号5頁(平24(2012).8.3)鈴木久泰海上保安庁長官

なお、自衛隊が平時においても通常任務の一環として領海警備を実施できるように自衛隊法の改正を行うべきとの意見もあり、今後の議論の推移が注目される。

また、中国は公表ベースでほぼ毎年10%を上回る国防費の増額を続けており、海洋進出も活発化してきている。尖閣諸島を含む南西諸島の島嶼防衛に向けての自衛隊の人員・装備・態勢を充実させるとともに、米軍との連携強化が必要であるとの指摘もなされている。

(4) 大国化する中国に対する戦略的外交の必要性

玄葉外務大臣は、2012年9月19日の記者会見で、中国が国連などの場で尖閣諸島の領有権の主張を強めていることを受け、尖閣諸島の日本領有の根拠等について、在外公館等を通じて各国に説明を行っていくなど、政府として国際広報を強化する方針を明らかにした。政府はこれまで「領土問題は存在しない」との立場から積極的な対外発信は控えてきたが、中国の動きに対抗するには日本の立場を広く訴え理解を求めることが必要と判断したものであり、今後の具体的な取組と成果が問われることとなる。

なお、一部の識者等からは、領土問題の存在を認めた上で、中国、台湾との外交交渉で問題の解決を図ることが現実的との指摘がなされている³⁸。また、日本政府は「尖閣諸島は我が国が有効に支配しており、解決すべき領土問題は存在していないので、現時点では国際司法機関で争う必要はない」（藤村内閣官房長官）との見解を示しているが³⁹、国民のナショナリズムを高めない形で、正確な史実と法的根拠に基づいた主張を双方が展開できるなどの理由から、国際司法裁判所を利用して司法的解決を図る方向で中国、台湾と話をすべきとの主張もなされている⁴⁰。尖閣諸島をめぐる問題への外交面での対応の在り方については、今後、国会の場などにおいても更に議論を深めていく必要がある。

さらに、尖閣問題に限らず、今後の日本の全体的な対中外交も課題となってくる。中国の外交には「韜光養晦^{どうこうようかい}」という言葉がある。自分の弱いときはできるだけ頭を下げ、強くなるまでじっと待てという意味で、鄧小平氏の遺訓であるとされる。1989年の天安門事件以降、この考え方に基づく国際協調の外交が続いてきた。しかし、2008年8月の北京五輪の成功に続き、同年10月のリーマン・ショック後の金融危機で先進国の経済停滞が深刻化する中、中国経済は相対的には順調に推移して国際的な影響力を増し、さらに2010年にはGDPで日本を抜いて世界第2位の経済大国になったということで、大国にふさわしい新たな外交を求める議論が中国国内で高まっていると言われている。そうした中で、自己主張を強め、非妥協的になる可能性がある中国に対して、日本として今後どのように対応していくべきか、様々なレベルでの日中間の人的パイプを太くする方策や日米同盟の在り方等も含めて十分な検討を行い、戦略的に対中外交を推進していく必要がある。

³⁸ 東郷和彦「尖閣も堂々と対話を」『朝日新聞』（平24(2012).8.19)等

³⁹ 「政府、尖閣『司法裁』決着に否定的」『読売新聞』（平24(2012).9.30)

⁴⁰ 田岡俊次「尖閣、裁判に預けては」『毎日新聞』夕刊（平24(2012).10.1）、美根慶樹「尖閣問題、門前払いせず史実確認を」『朝日新聞』（平24(2012).10.4)等

【参考資料】尖閣諸島の領有権に関する日本、中国、台湾の主な主張(比較表)

	日 本
基本的立場	尖閣諸島が日本固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いがなく、現に我が国はこれを有効に支配している。したがって、中国を含む他の国との間で解決すべき領有権の問題はそもそも存在しない。 従来、中国政府及び台湾当局がいわゆる歴史的、地理的乃至地質的根拠等として挙げている諸点は、いずれも尖閣諸島に対する中国・台湾の領有権の主張を裏付けるに足る国際法上有効な論拠とは言えない。
日本による領土編入（1895年）以前の地位	いずれの国の支配も及んでいない無主の土地（無主地）であった。
日本による領土編入（1895年）の評価	1885年から現地調査等を行い、無主地であることを確認した上で、1895年1月の閣議決定で領土編入したものであり、日清戦争の講和の結果とは関係ない。領土編入後は沖縄県の一部として扱われ、台湾総督府の管轄区域に入ったことはない（台湾の一部ではない）。
第二次世界大戦の戦後処理	サンフランシスコ平和条約第2条(b)に基づき日本が領有権を放棄した「台湾及び澎湖諸島」に尖閣諸島は含まれていない。尖閣諸島は、同条約第3条に基づき、南西諸島の一部として米国の施政下に置かれた。 カイロ宣言やポツダム宣言は、当時の連合国側の戦後処理の基本方針を規定した政治文書にすぎず、戦争の結果としての領土の処理を最終的に確定させるものではない。 日本は、1952年当時承認していた「中華民国」（台湾）との間で日華平和条約を締結しているが、同条約において、日本はサンフランシスコ平和条約に基づき、台湾及び澎湖諸島等に対する全ての権利等を放棄したことが承認されている。この条約の交渉過程では尖閣諸島の領有権をめぐる問題は一切議論されていない。
沖縄返還協定の評価	沖縄返還協定に基づき、1972年5月に沖縄の一部として尖閣諸島の施政権は日本に返還された。
中国及び台湾が以前は尖閣諸島を日本の領土と考えていたことの根拠	中国政府及び台湾当局が、従来尖閣諸島を中国の領土と考えていなかったことは、戦後、米国の施政下に置かれた地域に尖閣諸島が含まれていた事実に対し、東シナ海の石油開発の動きが表面化する1970年代に至るまで何ら異議を唱えなかったことから明らかである。
日中間での領有権問題の棚上げ約束の有無	日中間に解決すべき領有権の問題は存在せず、尖閣問題で棚上げの約束が行われた事実はない。
台湾による東シナ海共同開発の提案	尖閣諸島は日本固有の領土であり、領有権の問題は存在せず、台湾独自の主張は受け入れられない。その前提で、東シナ海での様々な協力形態は考えられないわけではない。

(注1) 日本の主張は、外務省HP「尖閣諸島の領有権に関する基本見解」、外務大臣記者会見などによる。

(注2) 中国の主張は、1971年12月の外交部声明、2012年9月の「釣魚島は中国固有の領土」白書などによる。

中 国	台 湾
<p>尖閣諸島（中国側呼称：釣魚島等の島嶼）は中国の領土の不可分の一部（台湾の付属島嶼）である。</p> <p>中国は、日本のいかなる方式による尖閣諸島に対する中国主権の侵犯にもあくまで反対し、それを食い止めていく。</p>	<p>尖閣諸島（台湾側呼称：釣魚台列嶼）は台湾に付属し、中華民国領土の一部を構成している。地理的位置、地質構造、歴史連携及び台湾住民の長期にわたる継続的使用の理由に基づき、中華民国と密接につながっており、領土主権を放棄することはできない。</p>
<p>古来、中国の領土（台湾の付属島嶼）であった。</p>	<p>古来、中国の領土（台湾の付属島嶼）であった。</p>
<p>尖閣諸島を日清戦争を通じて日本が掠め取った。さらに、日本政府は当時の清朝政府に圧力をかけ、1895年4月、台湾とそのすべての付属島嶼及び澎湖列島の割譲という不平等条約、すなわち下関条約に調印させた。</p>	<p>日本は日清戦争で中国が敗戦した際に尖閣諸島を略奪的に占拠した。法的には、下関条約で日本に割譲した「台湾全島及び其の付属諸島嶼」の中に尖閣諸島は含まれることとなる。</p>
<p>カイロ宣言、ポツダム宣言などに基づき、本来、尖閣諸島は台湾と一緒に中国に返還されるべきものである。</p> <p>尖閣諸島に対して第二次世界大戦後に米国が施政権を有していると宣言したことは不法である。</p>	<p>カイロ宣言、ポツダム宣言、日本降伏文書及び日華平和条約に基づき、台湾の付属島嶼である尖閣諸島は中華民国に返還されるべきものである。</p>
<p>日米両国政府が沖縄返還協定で尖閣諸島を日本への返還区域に組み入れたことは不法である。</p>	<p>日米両国政府が沖縄返還協定で尖閣諸島を日本への返還区域に組み入れたことは受け入れられない。</p>
<p>—</p>	<p>—</p>
<p>1972年の日中国交正常化交渉や1978年の日中平和友好条約締結交渉において、尖閣諸島の領有権問題の棚上げが日中間で約束された。</p>	<p>—</p>
<p>—</p>	<p>領有権をめぐる争いを棚上げし、東シナ海で資源を共同開発するためのメカニズムを構築すべきである。</p>

（注3）台湾の主張は、1971年6月、2012年8月、同年9月の外交部声明又は外交部発表による。

（出所）筆者作成

【参考資料】尖閣諸島をめぐる主な動き（年表）

1895年	1月	日本政府が尖閣諸島を領土に編入することを閣議決定
	4月	日清戦争の講和条約（下関条約）が調印され、清は台湾、澎湖諸島等を日本に割譲
1896年	9月	日本政府が尖閣諸島の4島（魚釣島、久場島、北小島、南小島）の古賀辰四郎氏への30年の無償貸与を許可
1932年		日本政府が4島を古賀善次氏（辰四郎氏の子息）に対し有償で払い下げ
1940年頃		古賀氏が尖閣諸島での事業から撤退（同諸島は無人島に）
1945年	8月	第二次世界大戦における日本敗戦（ポツダム宣言受諾）
1946年	1月	「連合軍最高司令部訓令（SCAPIN）」第677号により、尖閣諸島を含む南西諸島が米軍の直接管理下に入る
1952年	4月	サンフランシスコ平和条約が発効し、日本は独立を回復するが、同条約第3条により、尖閣諸島を含む南西諸島は米国の施政下に入る
1968年		国連アジア極東経済委員会（E C A F E）が東シナ海域一帯の海洋調査を実施、その後、同海域の海底には石油・ガス田が存在する可能性が高いことが指摘される
1971年	6月	中華民国（台湾）が外交部声明という形で尖閣諸島の領有権を公式に主張
	12月	中華人民共和国（中国）が外交部声明という形で尖閣諸島の領有権を公式に主張
1972年	5月	沖縄返還協定に基づき、沖縄の一部として尖閣諸島の施政権が日本に返還
	9月	日中共同声明により日中国交正常化
1978年	4月	約100隻の中国漁船が尖閣諸島に接近し、領海内操業を行う事態が発生
	8月	日中両国政府が日中平和友好条約に調印
	10月	来日した鄧小平副総理（当時）が記者会見で尖閣問題の棚上げ論を表明
1979年		日本政府が魚釣島への仮ヘリポート建設に着手するが、中国政府からの中止の申入れを受けて、建設を中止（建設中の施設は撤去）
1992年	2月	中国が「領海法及び接続区域法」を制定、尖閣諸島を中国領と明記
1996年	7月	日本について国連海洋法条約が発効（中国についても同年発効）、日本政府は日本周辺海域に排他的経済水域を設定
	9月	香港活動家を載せた船舶が尖閣諸島の領海内に侵入、5人が海に飛び込み1人死亡
1997年	5月	西村眞悟衆議院議員（当時）が国会議員として初めて尖閣諸島に上陸
2002年	4月	魚釣島、北小島及び南小島について日本政府が賃借し、直接管理することとなる
2004年	3月	7人の中国人活動家が魚釣島に上陸。警察は7人を不法入国で逮捕したが、送検は見送られ、強制退去処分となる
2010年	9月	尖閣諸島の領海内で中国漁船による海保巡視船への衝突事件が発生
2012年	8月	香港活動家等に乗せた船舶が尖閣諸島の領海内に侵入し、7名が魚釣島に上陸。活動家等14名が逮捕されたが、送検は見送られ、強制退去処分となる
	9月	日本政府は魚釣島、北小島及び南小島を取得・保有することを決定し、地権者との間で売買契約を締結

（出所）筆者作成